

令和 7 年 1 月 29 日

奈良県知事 山下 真 殿

主たる事務所の所在地 〒630-0122
奈良県生駒市真弓二丁目 4 番 8 号
医療法人名 医療法人司誠会
理事長名 山田 純司 印
(連絡先 TEL 0743-78-0808)

決 算 届

令和 5 年度(令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで)の決算を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書 様式 1
2. 財産目録 様式 2
3. 貸借対照表 様式 3-2
4. 損益計算書 様式 4-2
5. 関係事業者との取引状況に関する報告書 様式 5
6. 監事の監査報告書 様式 6



- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足ります。
2. 提出は毎会計年度終了後 3 月以内となっています。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要です。

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年12月1日 至 令和6年11月30日) ✓

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人司誠会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり) ✓

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 ✓

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県生駒市真弓二丁目4番8号 ✓

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成16年12月7日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成16年12月8日 ✓

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山田 純司 ✓	医療法人司誠会 管理者
理 事	山田 里美 ✓	
同	高橋 祐子 ✓	
同	生駒 千紘 ✓	
同	山田 紘司 ✓	
同	高橋 昌太郎 ✓	
監 事	木村 朋正 ✓	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	整形外科やまだクリ ニック 医療法人コーポ. 291030/700	奈良県生駒市真弓二丁目4番8号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 1 月 24 日 令和4年度決算の決定 ✓
令和 6 年 10 月 25 日 来年度の予算承認の件 ✓

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

(9) その他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人司誠会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 奈良県生駒市真弓二丁目4番8号

財 産 目 録
(令和 6年 11月 30日現在)

1. 資 産 額	110,887 千円
2. 負 債 額	36,207 千円
3. 純 資 産 額	74,680 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,158 ✓
B 固 定 資 産	93,729 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	110,887 ✓
D 負 債 合 計	36,207 ✓
E 純 資 産 (C - D)	74,680 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人司誠会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒市真弓二丁目4番8号

貸借対照表
(令和 6年 11月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,158	I 流 動 負 債	36,207
II 固 定 資 産	93,729	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	21,407	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	505	負 債 合 計	36,207
3 そ の 他 の 資 産	71,817	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	64,680
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	74,680
資 産 合 計	110,887	負 債 ・ 純 資 産 合 計	110,887

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人司誠会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒市真弓二丁目4番8号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 12月 1日 至 令和 6年 11月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,240
2 事業費用	54,250
本来業務事業利益	2,990 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	2,990 ✓
II 事業外収益	73
III 事業外費用	
経常利益	3,063 ✓
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	3,063 ✓
法人税等	71
当期純利益	2,992 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人可融会
所在地 奈良県生駒市真弓二丁目4番8号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人司誠会

理事長 山田 純司 殿

私は、医療法人司誠会の令和 5 会計年度（令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 1 月 29 日 〃
医療法人司誠会
監事 木村 朋正 〃